

JABEE 認定基準の解説 2021年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (JABEE)

https://jabee.org

平均受講時間 40分

「認定基準の解説」の構成



【冒頭部(前文)】

認定や審査にとって重要な事項や方針について記されている。

- ・ 認定の目的
- 認定基準の基本方針
- 点検・審査の判定(SWD)の段階と<u>判定の目安</u>
- ・ 共通基準、個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)の位置付け

【基準項目の解説】

基準小項目単位で概ね以下の内容が記されている。

- 当該項目が意図するところ
- ・ 用語の定義
- 留意点
- 自己点検書に盛り込むことが期待される内容
- 判定の目安

【基準項目の判定の目安(表形式)】

基準各項目に対する適合の度合いの判定の目安を表形式で示されており、基 準項目間の比較を容易にしている。

旧「解説」との大きな違い:

- 認定基準改定に伴う解説内容の変更
- 「判定の目安」の追加



冒頭部

© JABEE 2006-2021

「認定基準の解説」の構成



基準項目の解説に入る前に、認定や審査にとって重要な事項や 方針について記されている。

- 認定の目的 「技術者教育認定に関わる基本的枠組」、「認定・審査の手順と方法」 等からの引用
- 認定基準の基本方針
 「技術者教育認定に関わる基本的枠組」、「認定・審査の手順と方法」
 等からの引用
 プログラム運営組織関係者、審査関係者双方に対する注意喚起
- 点検・審査の判定(<u>SWD</u>)の段階と<u>判定の目安</u>
 2018年度以前の判定段階(AC[C]WD)から3段階への単純化 各段階の判定の目安(共通ルーブリック)
- ・ 共通基準、個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)の位置付け

基本方針



(エンジニアリング系学士課程の場合) 【認定基準の基本方針】

審査は、プログラムに関する自己点検書による確認と実地での確認を原則とする(「認定 ・審査の手順と方法」(以降、「手順と方法」と称する)2.3 参照)。上記の基本方針(4)~ (6)に基づき、自己点検書による確認を入念に行う。これにより、自己点検書だけでは確 認できない事項(特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態など)を実地で の確認における重点とすることができる。このため、プログラム運営組織関係者には、認 定基準に対する適合の度合いを第三者が十分理解できる根拠と説明を自己点検書に最 大限盛り込むこと、及び、自己点検書に含めることができない根拠等の点検に重点を置く 実地での確認に誠意を持ってあたることが求められる。一方、審査関係者には、自己点検 書の内容について敬意を払って確認し、かつ、自己点検書での確認に基づいて実地にて 必要なことを確認の上で適合の度合いを公正に判断することが求められる。特に、基本方 針(3)及び(4)に基づき、審査関係者は審査がプログラムの独自性を尊重し、かつ、プロ グラム運営組織の教育の改善を支援するものとなるよう、最大限留意する。

自己点検書の作成・点検審査にあたって双方に求められる姿勢 ピア・レビューである審査・認定を円滑かつ有意義にするために必要

点検・審査の判定(SWD)の段階と判定の目安(1/2)



SWDの定義

- 従来の「AとC」が「S」に
- -「認定基準を満たしている」は許容可能な限度の適合の度合いも容認し、 必ずしも完璧性を求めるものではない。 →このため継続的改善が必要。
- 弱点(W)となる代表例
 - 現状及び予定されているプログラム・教育機関の取り組みでは認定基準への適合が<u>数年以内(6年未満)に危うい状態になる恐れが高い</u>(→教育の質保証システムとして危うい段階にある)。
- 満足(S)となる代表例
 - 認定基準への適合の度合いが高く、<u>今後6年間、よほどのことがない限り</u> 適合状態が継続するものと判断される。
 - 認定基準への適合の度合いがある程度高く、その<u>度合いを高める取り組みをプログラム運営組織や教育機関が既に行っており</u>、その取り組みの実効性が審査時に確認できる。

点検・審査の判定(SWD)の段階と判定の目安(2/2)



- ・ 目安の構成
 - 認定基準全体の目安(共通ルーブリック)
 - 基準項目ごとの目安(個別ルーブリック)
 基準項目ごとの目安は参考指標(あり得る全ての場合を想定してはいない)であり、迷う場合には全体の目安を参考に判断する。
- 目安公開の狙い
 - プログラムの自己点検や自主的・継続的改善の指標とする
 - 審査時の判定の指標とする
- 従来の解説にあった、基準項目を細分化したチェックリスト「基準○で審査される項目は、次のとおりである」は廃止した。
- 自己点検書、プログラム点検書・審査報告書も基準項目単位での記述とした。

基準項目の要素への対応に強弱があってもよく、一つの基準項目と しての適合状況を判断する。

(改定の目的の一つである審査の質向上のため、重箱の隅をつつくような審査はやめようと基準の細分化をとりやめた。)

SWDの定義

が要求される。



- 3. 欠陥(略号「D」) _____ 従来の「欠陥(D)」
 - 当該点検項目又は点検大項目が認定基準を満たしていない。 点検大項目に「欠陥」が含まれる場合は、プログラムは認定基準に 適合していないと判定される。

判定の目安(共通ルーブリック)



判定段階	満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
判定段階の定義	当該点検項目又は点検大項目が認 定基準を満たしている。	当該点検項目又は点検大項目が認定基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いを強化するために迅速な対処を必要とする。プログラムが実施している継続的改善を一段と強化・加速することが要求される。	当該点検項目又は点検大項目が認定基準を満たしていない。点検大項目に「欠陥」が含まれる場合は、プログラムは認定基準に適合していないと判定される。
判定段階の目安	認定基準の該当項目に記されている要求事項を適正に実施しており、 審査年度を含み今後6年間程度継続的に実施・改善するための仕組みが整っている。 記載の要求項目の全てについての適合を自己点検書又は実地で根拠をもって示されていることが確認でき、総合的に判断して基準への適合が認められる。この中には認定基準への適合の度合いを強化することに対して、プログラムの継続的改善が進行中のものも含む。	認定基準の該当項目に記されている要求事項を実施しているが、 一部不足している一部の根拠が提示されていないか不明瞭である組織ではなく個人の努力で支えている等の弱点がある、もしくは、審査年度を含み以降の6年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていない。基準ごとに記載の要求項目のいずれかについて弱点があることが確認され、改善のための対処が必要であり、迅速な対応が求められると認められる。したがって、6年間を待たずに中間審査により基準への適合を確認する必要がある。ただし、この対処をプログラムの継続的改善に任せられると認められる場合には(S)の判定となる。	認定基準の該当項目に記されている要求事項を ● 実施していないか、著しく不足している ● 実施に重大な誤りがある ● 実施している根拠が提示されていない等の欠陥がある。 基準ごとに記載の要求項目のいずれかに欠陥があることが自己点検書又は実地で確認される、もしくは、(S)又は(W)と判定できる合理的な説明等を自己点検書や実地のいずれにおいても確認できない。

プログラムの質向上を目指す確実な取り組みを妨げない。

「適切」の程度は数値で表現していない。社会や分野の状況を考慮して、プログラム運営組織が自己点検書や実地審査閲覧資料などを通じて適切であると主張し、それが妥当な主張かどうかを審査チームが判断する。

判定の目安(SとWの分かれ目)



S判定

自己点検書や実地で

- 基準に適合している
- 適合の度合いを強化するために、継続的改善が進行している
- 適合の弱点を改善するために、継続的改善が中間審査を不要と判断できる段階まで進行している(審査時点では表れていない改善効果が近々表れることが確実な状況にある)

のいずれかの状態であることを確認できた場合。

W判定

| 認定基準を(若干弱かったり不足している部分を含んでいるが、項目全体について総合的に | 判断すると)適合しており、

- 適切な改善の計画が策定されていない。
- 適切な改善が計画されているが、実施されていない。
- 適切な改善が計画・実施されているが、その効果が未知数または効果が表れるまでに時間を要する可能性がある(このため、中間審査を設定して改善の進行状況を審査する必要がある)。

<u>などの状態であることを確認できた場合。</u>

改善の進行状況、見通しがS・W判定の分かれ目になる場合がある。
→プログラム運営組織自身による不断の自己点検・継続的改善が重要
との考え(JABEEの審査を受けてからの改善ではW判定)に基づく。

共通基準、個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)の位置付け



- 認定基準は「共通基準」と共通基準の一部に補足事項を定める「個別基準」から成り、審査における適合の度合いの判定については個別基準を加味した共通基準について行う。
- また、個別基準は「審査の直接対象とするもの」と「審査の直接対象とはしないものの共通基準の解釈を与えるもの」から成る(「基本的枠組」2.1)。

「個別基準」のうち「審査の直接対象とするもの」を「個別基準 (必須事項)」、「審査の直接対象とはしないものの共通基準の 解釈を与えるもの」を「個別基準(勘案事項)」と称する。

個別基準(必須事項)、個別基準(勘案事項)と審査との関係



- <u>個別基準(必須事項)を含む共通基準は認定基準における審査項目</u> となるため、プログラム運営組織関係者はこれらへの適合の度合 いを<u>自己点検書に記載</u>しなければならず、審査関係者はその記載 をもとに、必要に応じて実地で確認の上、判定する。
- <u>個別基準(勘案事項)は審査項目そのものではない</u>ため、審査関係者は個別基準(勘案事項)への適合の度合いを<u>直接確認したり、判定したりしない。</u>しかし、プログラム運営組織関係者は、個別基準(勘案事項)が関係する共通基準に対応する自己点検書の個所において、プログラムへどのように勘案しているかについて説明することが求められる。

個別基準(勘案事項)への完全対応をJABEEは求めていないし、審査員は求めてはならない。 一方、個別基準(勘案事項)は当該審査種別・分野において標準的と思われる内容のため、それ との異同やその理由の説明はプログラムに求められる。



基準項目の解説

認定基準の解説で留意すべき記述(エンジニアリング系学士課程を例に)



基準各項目では、概ね

- 当該項目が意図するところ
- ●用語の定義
- 留意点
- 自己点検書に盛り込むことが期待される内容
- <u>判定の目安</u> について記されている。

何を当該項目で 審査するのか

推奨していること、 していないこと

基準項目への適合度合いをど のように記してほしいのか

認定基準全体の「判定の目安」に 基づく基準項目ごとの目安 (当てはまらない場合等は全体の目安の 考え方に基づき判定)

基準1.1 自立した技術者像の設定と公開・周知



【意図】

プログラムによる学習・教育の前提となる「育成しようとする自立した技術者像」の公開と周知が適切になされているかどうか

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学前又は 入学時点以降にプログラムが公開した全ての自立した技術者 像の説明と公開及び周知方法、周知の確認状況、及び技術者 像策定の手続きの概要が判断できる根拠に基づき、認定基準 への適合の度合いを自己点検した結果

基準1.1の補足:周知の確認方法



- 周知する仕組みができていて、実施されており、その実施状況 を根拠をもって自己点検書等で説明されていることが前提。
- 学生への周知状況を確認するために、実地審査時に面談で学生に周知状況を尋ねることはあり得るが、その目的は当該学生が記憶しているかどうかではなく、プログラムによる実施状況が自己点検書等に記載されている通りなのかどうかを確認するためである。

基準1.1 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W) 🖊	欠陥(D)
◆ 自立した技術者像の設定と公開・周知 適切になされている。		◆ 自立した技術者像の設定と公開・周知● 定められていない。● 公開・周知がなされていないか、著しく不足している。
◇ 継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。		0
	いずれかに該当するか	いずれかに該当するか
概ね全てが満たされてい るか	迅速な対処により適合を維 持できる見込みが高い	現時点で重大な影響

17

基準1.2 学習・教育到達目標の設定と公開・周知



【定義·留意点】

基準1.1との関係、教育機関の「学位授与方針」との関係

(b)の「理解」の範囲(知識の修得だけでなく、どう行動すべきかを正しく認識していることを意味しているが、<u>そのような場面に遭遇した場合に必ずそのような行動をとるかどうかは含まない</u>)

(c)の「情報技術」の範囲(どの分野でも求められるITやICTの<u>基盤的なもの</u>) 【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

審査年度に最終学年であるプログラム履修生の入学時点で適用されていた学習・教育到達目標とそれ以降に定めた全てのものについての説明、学習・教育到達目標に知識・能力観点(a)~(i)が水準を含めてどのように含まれているかを判断できる資料、学習・教育到達目標の周知方法並びに周知の確認状況、及び、学習・教育到達目標策定の手続きの概要がわかる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準1.2 判定の目安



| 認定基準への適合が数年(6年) | 以内に危うくなる恐れが強い

以内に厄つくなる恐れか強い		
満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
		◇ 学習・教育到達目標● 定められていない。● 自立した技術者像への標になっていない。
◇ 知識・能力観点(a)~(i)の内容の反映 学習・教育到達目標に、適切な水準で具 体的に含まれている。	 → 知識・能力観点(a)~(i)の内容の反映 ● 学習・教育到達目標への反映が十分でな √、迅速な対処が必要である。 ● 一部の学習・教育到達目標において、対応する知識・能力観点(a)~(i)の具体性が不足しており、迅速な対処が必要である。 	◇ 知識・能力観点(a)~(i)の内容反映映学習・教育到達目標への反映に、具体性を含めて重大な不足がある。
	◇ 個別基準に定める勘案事項対応の合理性が一部不足しており、迅速な対処が必要である。	◇ 個別基準に定める勘案事項学習・教育到達目標に全く考慮されておらず、そのことに対する合理性が見いだせない。
がない時点で適切になされている。◆ 継続性今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◇ 継続性 継続的に行われる見込みが低い。	│ 現時点で認定基準に適合し │ ていないことが明らか │ OR ― 認定基準に適合している説 —
T 2007 2021	・ 迅速な対処により ・	明・根拠を見いだせない

適合を維持できる見込みが高い

基準2.1 カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示



こちらの方に重みを置いている

も問われている

意図

- ● 学生が学習・教育到達目標を達成できるカリキュラムをプログラムが適切に設計しているか。
- ・ ○適切に設計されたカリキュラムの内容をプログラムに関係する教員及び学生に適切に開示しているか 「単位の実質化」はJABEE以外で

【留意点】

- <u>カリキュラムに対する量的基準(授業時間数や学修時間数等)を本基準項目は含まない</u>が、高等教育 としての<mark>法令上の要件</mark>は当然満たしていることが前提
- 一部の科目で(評価基準の)明確化等が不十分な状態の場合には、学習・教育到達目標達成にとっての当該科目の重要性を考慮の上、本基準項目への適合の度合いが判定される。この観点から、審査では、明確化等の状況を全ての科目についてシラバス等で点検・確認するのではなく、プログラムとしての明確化等の状況の全体像、及び、学習・教育到達目標達成に重要性が高い科目について自己点検結果を確認したり、シラバス等によってその妥当性を点検・確認することが求められる。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、並びに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準の整備・開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準2.1の補足:教育課程と早期卒業との関係



- 認定基準(個別基準を含む)には、標準学修期間(学士課程4年、修士課程2年)が記されていないが、「認定・審査の手順と方法」に明記されている通り、学士課程プログラムは4年間、修士課程プログラムは2年間のカリキュラムがそれぞれ設定されている必要がある。
- ・ ただし、優秀な学生が<u>3年間で標準4年間の教育課程を修めて所定</u> の単位を取得し、学習・教育到達目標を達成し、かつ大学が学士号を 授与する場合は、従来から修了生として認めている。
- 一方、<u>学士号を授与せずに大学院に進む場合は修了生から除く</u>よう プログラム運営組織にお願いしている。

基準2.1 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年)以内 に危うくなる恐れが強い

満足(S)

♦ 教育課程、科目の設計内容

カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムが設計され、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、並びに、『科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準』(以上を『設計・設定された内容』と記す)は、学習・教育到達目標達成に至る道筋として定められている。

♦ 継続性

今後の6年間程度継続して行われる見込みが高い。

弱点(W) <u>/</u>

♦ 教育課程、科目の設計内容

『設定された内容』は、学習・教育到達目標達成に至る道筋として定められているが、一部不足しており、迅速な対処が必要である。

迅速な対処により 適合を維持できる見込みが 高い

◇ 設計・設定された内容の理解し易さ プログラムに関わる教員及び学生が理 解するのに一部困難があり、迅速な対 処が必要である。

教員及び学生に開示されているが、<u>一</u> <u>部不十分</u>であり、迅速な対処が必要で ある。

✧ 継続性

継続的に行われる見込みが低い。

♦ 教育課程、科目の設計内容

● カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、並びに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、の全部又は多くがなく、学習・教育到達目標達成に向けてどのような教育内容なのか把握できない。又は、把握困難である。

欠陥(D)

- カリキュラム・ポリシー、カリキュラム、並びに、『各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準』、の内容又はそれぞれの対応が不適切であり、継続的かつ安定的に学習・教育到達目標を達成できる教育内容と判断できない。
- 科目ごとの学習・教育到達目標達成との対応がない、又は、<u>重大な対応不足があり、学習・教育到達目標の達成に重大な疑問がある</u>。

♦ 設計・設定された内容の理解し易さ

プログラムに関わる教員及び学生が理解するのに、大きな困難がある。

- ♦ 設計・設定された内容の開示
- 全部又は多くが、プログラムに関わる教員及び学生に開示されていない。
- 開示情報だけでは学習・教育到達目標達成に向けて どのような教育内容なのか<u>把握できない、又は、把握</u> 困難である。

基準2.2 シラバスに基づく教育の実施と主体的な学習の促進



【意図】

- 学習・教育到達目標達成のために設計されたカリキュラムに基づいて教育を実施していること
- 履修生に対して主体的な学習を促していること

【定義·留意点】

- 「主体的な学習を履修生に促す取り組み」とは、CAP(履修登録単位数の上限設定)制の趣旨に基づく科目ごとの十分な学習時間の確保、事前学習・事後学習に対するシラバス等への記述を通じた教育方法改善の教員への機会提供、学習・教育到達目標に対する自身の達成度の振り返りの履修生への機会提供、授業アンケート等による実状把握等、広い意味で履修生が自ら進んで学習するよう促すためにプログラムが保有し、運用する仕組み
- ・この仕組みによって主体的な学びへの誘導がプログラムとして適切になされているか、に<u>(基準項目への適合性判断において)</u>重点を置く。このため、履修生がどの科目でどの程度学習時間を確保しているか、等の<u>個々の履修生に関する詳細な学習状況の調査を本基準項目では求めない</u>。また、この取り組みがプログラムではなくプログラムが所属する高等教育機関が保有、運用するものであっても、履修生に主体的な学習を促しているのであれば構わない。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

シラバスに基づく教育を含むカリキュラムの運営状況と主体的な学習を履修生に促す取り組み の状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準2.2の補足:主体的な学習の促進



- シラバス、ガイダンス、授業方法等での促進状況
- ・ 学生が主体的に学習できる環境の整備状況

などを用いて自己点検書等で説明されている状況について、個々の学生ではなく<u>プログラム全体としてどのように促進しているのか</u>を確認する。

個々の学生の主体的な学習状況を審査時に確認するのは非常に困難であるし、学習・教育到達目標の達成と教育の継続的改善を 柱とする認定基準にとっては全体の状況を確認する方が重要性 が高い。

基準2.2 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

<u>満足(S)</u>

◇シラバスに基づく教育の実施

学習・教育到達目標達成のために設計 されたカリキュラムに基づいて教育が 実施されている。シラバスとの厳格

な一致を求めない

◇各科目の教育の実施

科目到達目標の達成に好影響を与える か影響がない範囲の変更を含み、シラバ スに基づいて各科目の教育が実施され ている。

◇主体的な学習の促進

履修生の主体的な学習を促進する取り 組みが組織的に実施されており、その状 況(個々の学生や科目における主体的な 学習状況ではなく、プログラム全体とし て促進する取り組みの状況)をプログラ ムが把握している。

◇継続性

設計されたカリキュラムに基づいて教育 を実施していること、及び履修生に対し て主体的な学習を促していることが、今 後の6年間程度継続的に行われる見込 みが高い。

弱点(W)

◇シラバスに基づく教育の実施

学習・教育到達目標達成のために 設計されたカリキュラムに基づい て教育が実施されているが、一部 不足しており、迅速な対処が必要 である。

♦各科目の教育の実施

学習・教育到達目標の達成にとっ て<u>主要な科目の一部でシラバスに</u> 基づかない教育が実施されており 迅速な対処が必要である。

⇒主体的な学習の促進

履修生の主体的な学習を促進する 取り組みが実施されているが、そ の状況が十分とはいえない、又は、 促進効果が十分とはいえないこと から、迅速な対処が必要である。

◇継続性

継続的に行われる見込みが低い。

迅速な対処により適合を 維持できる見込みが高い

欠陥(D) ◇シラバスに基づく教育の実施

- カリキュラムが学習・教育到達目標を達 成するような体系ではない。
- 学習・教育到達目標達成のために設計 されたカリキュラムに基づいて教育が 実施されていない。

♦各科目の教育の実施

学習・教育到達目標の達成にとって主 要な科目でシラバスに基づかない教育 が実施されており、学習・教育到達目標 の達成に強い疑念がある。

⇒主体的な学習の促進

履修生の主体的な学習を促進する組織 的な取り組みが実施されていない、実 施されてはいるが効果に強い疑念があ る、又は、実施されてはいるがその状況 把握が組織としてなされていない。

個人としてではなく組織 としての取り組みを重視

25 © JABEE 2006-2021

基準2.3 教員団、教育支援体制の整備と教育の実施



【意図】

【留意点】

- 教員団及び教育支援体制は関係法令が定める要件を満たすことは当然であり、かつ、学習・教育到達目標を達成するために実施するカリキュラムに基づく教育を科目間の連携を図りつつ適切に実施できるものでなければならない。この前提の下で、教員団及び教育支援体制には柔軟性を認め、本基準項目によって画一的な要件を課すものではない。
- 当該分野における技術者教育担当者として標準的又は推奨される資格や経歴等がある場合には、それらを参考にすることは大いに推奨される。当該分野に関する個別基準勘案事項の他、当該分野の審査 チーム派遣機関を担当する学協会等が公表している情報の有無及び内容を参考にすること。
- 教育支援体制に含まれる、教員の教育に関する質的向上を図る取り組み(ファカルティ・ディベロップメント)は、授業方法の改善の他、教育に関する活動を評価した上での授業設計、評価方法、評価基準等<u>広</u> <u>〈教育に関して教員の能力向上を図る取り組み</u>を意味している。このため、教員の教育に関する活動を 表彰等で評価するだけでは適合の度合いは不十分であり、<u>プログラムの教育に関する質的向上につな</u> げる仕組みであることが求められる。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

カリキュラムに基づく教育を適切に実施するための教員団及び教育支援体制の整備及び開示に関する状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準2.3 判定の目安



| 認定基準への適合が数年(6年) | 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)

弱点(W) ·

<u></u> 欠陥(D)

- ◇教員団及び教育支援体制の構成
- 法令に定める要件を満たしていない。
- ◆ カリキュラムの主要部を適切に実行できない。

◇教育支援体制の仕組み

科目間の連携を図ってカリキュラムに 基づく教育を円滑に実施する仕組み、 及び教員の教育に関する活動を評価し た上で質的向上を図る仕組みが適切に 含まれている。

- ◇教育支援体制の仕組み
- 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成又は実施状況が<u>一部不十分</u>であり、迅速な対処が必要である。
- 教員の教育に関する活動を評価した 上で質的向上を図る仕組みの構成又 は実施状況が<u>一部不十分</u>であり、迅 速な対処が必要である。

- ♦教育支援体制の仕組み
- 科目間の連携を図ってカリキュラムに基づく教育を円滑に実施する仕組みの構成又は 実施状況が<u>不十分であり、カリキュラム実</u> 行への影響が大きい。
- 行への影響が大きい。

 教員の教育に関する活動を評価した上で質的向上を図る仕組みの構成又は実施状況が不十分であり、カリキュラム実行への影響が大きい。

- ◇継続性

教員団及び教育支援体制の構成、教育 支援体制が含む仕組み、教育支援体制 の教員への開示が、今後の6年間程度 継続的に行われる見込みが高い。

- ◆プログラムに関係する教員への開示 教育支援体制の構成や内容の開示に 一部不足があり、迅速な対処が必要 である。
- ◇継続性

教員団及び教育支援体制が今後6年間安定的に構成・実施される<u>見込み</u>が低い。

迅速な対処により適合を維持できる見込みが高い

カリキュラム実行への 影響の大きさで判断

基準2.4 アドミッション・ポリシーとそれに基づく学生の受け入れ



【意図】

カリキュラムに基づく教育に必要な資質を持った学生をプログラムに受け入れるための仕組みが整っているか

【定義·留意点】

- ・「受け入れ」とは、入学、編入学(学士入学を含む)、転入学
- 共通教育等を経た後に履修生としての身分が確定(登録)する場合には、共通教育開始時における当該プログラムを含む教育プログラム全体に対するアドミッション・ポリシーと、当該プログラムに対するアドミッション・ポリシーの両者が必要
- 認定対象が本科4年次から専攻科2年次に至る合計4年間の修学期間を有する教育課程である高等専門学校においては、本基準項目における共通教育開始は本科入学時
- 学生がカリキュラムに基づく教育に必要な資質を持っているかどうかが、(受け入れ時に)必ずしも明確ではない場合には、リメディアル教育(development education)等への取り組みを含めて受け入れ方針や実際の受け入れ状況を(自己点検書で)説明する
- 方法別の受け入れ人数の多少や、受け入れ後に自主的に、あるいは規則等により強制的にプログラム<u>履修生としての身分から離れる人数の多少は問わない</u>。一方、アドミッション・ポリシーとそれに基づく受け入れが標準学習期間での学習・教育到達目標達成に適切に整合しているかどうかについての、プログラムによる点検と必要な改善は基準4に含まれることに留意する。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

アドミッション・ポリシーの内容及び公開状況、アドミッション・ポリシーに基づく受け入れ方法の内容や実際の受け入れ状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

プログラムから離れる学生数が多いというだけで本基準項目に適合していない、とは判断しないが、カリキュラムに基づく教育に必要な資質を有していない学生を受け入れている状態が続いているのであれば、プログラムの自己点検・継続的改善機能に問題があると判断する場合がある。

基準2.4 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)	
 ◇内容、及び学生の受け入れ アドミッション・ポリシー及び受け入れ方法に、プログラムの運営するカリキュラムに基づく教育に必要な資質を有する学生を受け入れる内容が明記されている。 定められた受け入れ方法に基づいて実際に適切な資質を有する学生を受け入れている。 継続性 今後の6年間程度安定的に継続する見込みが高い。 	 ◇内容、及び学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、及び実際の受け入れ状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分なところがあるか、又は、内容の明記が不十分であり、迅速な対処が必要である。 ◇継続性 	◇内容、及び学生の受け入れ アドミッション・ポリシー、学生の受け入れ方法、及び実際の受け入れ 状況が、プログラムに学生を受け入れる内容として不十分であるか、又は、内容が明記されていないため、カリキュラムの運営や履修生の学習・教育到達目標達成等に重大な影響を及ぼす恐れが高い。	

迅速な対処により適合を維持 できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

基準2.5 教育環境及び学習支援環境の運用と開示



【意図】

- ・◎学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境及び学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境が将来にわたって安定的であるか
- ○関係者への開示が適切か

【留意点】

- ・プログラムが所属する高等教育機関が主体となって行っている運用と開示がプログラムにとって十分であれば、プログラム独自の取り組みは不要
- ・開示の内容(幅と深さ)が教員、教育支援体制の構成員、学生でそれぞれ異なっていても構わない。開示の観点としては、<u>それぞれの立場の者が適切な教育環境の下で必要な支援を受けることができるか</u>
- ・法令等により定められていることに加えて、学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムの適切な実施のために行っていることについて重視する。法令等により定められていることを満たしていることが他の評価機関にて審査された資料等がある場合には、それを活用して構わないし、活用を推奨

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

学習・教育到達目標達成のために策定されたカリキュラムを適切に実施するために必要な教育環境及び学習支援環境を保有し、かつ、それらの環境の今後の予定が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果 他の評価機関がJABFFの認定結果を活用して

他の評価機関がJABEEの認定結果を活用している場合、その部分をJABEEの審査に活用するのは不可(堂々巡りにしない)

基準2.5 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W) /	欠陥(D)	
◆教育環境及び学習支援環境 適切に整備されており、かつ、運用されている。	◆教育環境及び学習支援環境 整備又は運用状況に不十分な点があり、迅速な対処が必要である。		
◆教員、教育支援体制の構成員、及び学生 への開示 それぞれについて適切な内容が開示 されている。		◇教員、教育支援体制の構成員、及び 学生への開示 不十分であるため、環境の利活用 が困難か、又は、その利活用に悪 影響が見込まれる。	
◇継続性今後の6年間程度継続的に行われる見込みが高い。	◆継続性 今後の6年間以内に支障が生じる恐れ が大きい。		

迅速な対処により適合を維持 できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

基準3.1学習・教育到達目標の達成(1/2)



【意図】

個々の科目ごとの達成度評価、及び、修了時点で修了生が全ての学習・教育到達目標を達成 したことの点検・確認

【留意点】

• 評価方法や評価水準の策定とそれに基づく教育の実施については基準項目2.1で求めているので、本基準項目ではそれらの確実な実施の観点から審査する。

審査員は全科目の根拠を要求・確認せず、プログラムがどのように状況確認しているのかの説明・根拠を求め、主要科目についてその説明・根拠と整合しているかを確認する。

・ 全ての科目の達成度評価が適切に行われていることの<u>詳細な根拠提示を一律に求めることはしない</u>。個々の科目の達成度評価の<u>実施状況をプログラムがどのように確認しているかについて、その確認方法と実態が合理的か</u>を観点とする。この観点に基づき、学習・教育到達目標達成にとって主要である科目については、科目ごとの達成度評価がシラバス記載の方法の通り実施されているかを確認するために、主要な評価対象物(テスト答案、レポート等)の合格水準のものを、必要に応じて実地審査において閲覧する。

基準3.1学習・教育到達目標の達成(2/2)



【留意点】(つづき)

- (単位認定)他のプログラムで履修生が修得した単位を学習・教育到達目標達成の判断 材料としてプログラムが用いる場合には、プログラムが主体的に実施する教育以外での 学習成果を学習・教育到達目標の達成の観点からどのように評価して単位認定を行って いるのか、の仕組みと実際の提示が必要。
- ・履修生全員が標準の学習期間(4年間)で学習・教育到達目標を達成することは望ましいが必須ではない。標準の学習期間を超えても就学可能期間中に学習・教育到達目標を全て達成できればその学生は修了生である。なお、<u>学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により強制的にその履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない</u>。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

個々の科目ごとの達成度評価の実施状況、及び修了時点で修了生が全ての学習・教育到達目標を達成したことの点検の実施状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準3.1の補足:履修生の身分変更



「学習・教育到達目標を達成しない履修生が、自主的にあるいは規則等により強制的にその 履修生としての身分を失うことを本基準項目は妨げない。」

「履修生の身分を失う」とは以下を想定している。(修了条件を満たさないため就学延長し、翌年の修了を目指す場合にはプログラム履修生の身分のまま)

- 学生が自らの意思によりプログラムから退く。
- ・プログラム運営組織が予め定めた履修条件・進級条件等を満たさない履修生をプログラムから退かせる。

どちらにせよ、学生は履修生の身分を失うので、他のプログラムに(規則等に基づき自動的に、又は、何らかの選抜試験に合格して)移る、又は、当該教育機関を退学する、ことになる。 審査対象プログラムの履修生の身分を喪失した学生の進路は、審査の対象外である。

- ・他のプログラムに移りたいなどの学生の選択を妨げないように、基準3.1はこのような 状況があることを認めている。
- 一方、履修生の身分を失う学生があまりにも多い場合、プログラムの内容に何らかの問題がある可能性が浮上する。
 一方、履修生の身分を失う学生があまりにも多い場合、プログラムの内容に何らかの問題があるのであれば改善策を講じているのか、などの自己点検と継続的改善の状況を基準4で判断する。

基準3.1 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇個々の科目の達成度評価 定められた評価方法と評価水準で適切に実施されていることを、点検・確認している。	◇個々の科目の達成度評価 主要科目などで一部不十分な状況がある、又は、その点検・確認について一部不十分な状況にあり、迅速な対処が必要である。	◇個々の科目の達成度評価 主要科目において定められた評価方法と評価水準で行っていないなど 個々の科目の達成度評価が不十分 である、又は、その点検・確認が不十分である、ことにより、カリキュラム 全体としての学習・教育到達目標達成に著しく影響する恐れがある。
◇履修生の学習・教育到達目標達成の評価定められた方法と水準で適切に実施されていることを、点検・確認している。◇全修了生の学習・教育到達目標の達成	 ◇履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認について、一部不十分な状況があり、迅速な対処が必要である。 ◇全修了生の学習・教育到達目標の達 	 ◇履修生の学習・教育到達目標達成の評価 点検・確認が不十分な状況にあり、履修生の学習・教育到達目標の達成に著しく影響する恐れがある。 ◇全修了生の学習・教育到達目標の達
全ての修了生が学習・教育到達目標を達成していることが、点検・確認されている。	成 点検・確認について、 <u>一部不十分</u> な 状況があり、迅速な対処が必要であ る。	成 点検・確認が、不十分な状況にあり、 全修了生が修了時点で学習・教育到 達目標を達成していることを確認で きない。
◆継続性 今後の6年間程度継続的に行われる見 込みが高い。	◆継続性今後6年間以内に支障が生じる恐れが大きい。	

迅速な対処により適合を維 持できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

基準3.2 知識・能力観点から見た修了生の到達度点検



【意図】

基準3.1で点検・確認した学習・教育到達目標の達成を通じて、当該目標に含まれる知識・能力観点(a)~(i)も漏れなく達成していることをプログラムが点検・確認しているか

【留意点】

- 学習・教育到達目標への知識・能力観点(a)~(i)の含め方はプログラムの考えに基づくものであり、プログラムの自主性に委ねられている。このため、プログラムには知識・能力観点(a)~(i)と学習・教育到達目標との関連付けを踏まえた点検・確認が必要
- 一つの学習・教育到達目標に複数の知識・能力観点が(程度の大小もあって)含まれている場合、当該学習・教育到達目標の達成の評価方法と評価基準によって、全ての知識・能力観点を漏れなく獲得できるプログラムとなっていることを点検・確認していることが必要
- また、複数の学習・教育到達目標に一つの知識・能力観点が分割されて含まれている場合は、関連する学習・教育到達目標の達成を総合的に確認することが必要
- 点検・確認結果を修了生や関係者に開示することまでは求めていない。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

全修了生による学習・教育到達目標の達成を通じた、当該目標に含まれる知識・能力観点 (a)~(i)の達成の点検・確認の状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準3.2 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W) /	欠陥(D)	
◇知識・能力観点から見た修了生の 到達 全ての修了生の学習・教育到達目標の達成を通じて、知識・能力観点 (a)~(i)の内容の全てが確実に達成されていることが、プログラムにより点検・確認されている。	◇知識・能力観点から見た修了生の 到達 プログラムによる点検・確認が一部 不足しており、迅速な対処が必要 である。	 ◇知識・能力観点から見た修了生の到達 ● プログラムによる点検・確認がなされていない。 ● 知識・能力観点(a)~(i)の内容の一部を達成していない者が修了生に含まれる恐れが大きい。 	
◇継続性 今後の6年間程度継続して行われる見込みが高い。	◇ 継続性 今後6年間以内に支障が生じる恐 れが大きい。 -		

迅速な対処により適合を 維持できる見込みが高い 現時点で既に重大な影響

基準4.1 内部質保証システムの構成・実施と開示



【意図】

プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関での内部質保証システムに基づき、基準1~3の 適合の度合いを含むプログラムの教育活動をどのように点検して現状の教育の質を保証し、かつ、 その結果を関係者に開示しているか。

【留意点】

- <u>プログラムを適切に点検可能であれば</u>、プログラム独自のものでなくプログラムが所属する高等教育機関が組織的に教育活動を点検している仕組みと内容で構わない。
- ・ 本基準項目でいう「<u>組織的</u>」とは、プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関が<u>責任を持</u> <u>って行うもの</u>を意味する。
- 大学評価等、他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が基準1~3の観点でプログラムを一つの単位として組織的に実施し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示しているのであれば、その実施・開示をもって本基準項目との適合の度合いを自己点検して構わない。ただし、他の認証評価で求める「第三者評価」としてJABEEの審査・認定を用いている場合には、堂々巡りの引用関係にならないことが必須である。

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

基準1~3に則してプログラムの教育活動を点検する内部質保証の仕組み、実施内容及びプログラムに関わる教員への開示状況が判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準4.1 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W)	欠陥(D)
◇内部質保証システムの仕組み 基準1~3に則してプログラムの教育	◇内部質保証システムの仕組み● 仕組みは存在するが、基準1~3に	◇内部質保証システムの仕組み● 仕組みが存在しない、又は、実質的な活動
活動を点検する内部質保証の仕組み	関する点検内容や点検状況が <u>一部</u>	<u>がなされていない</u> 。
が存在し、組織的かつ適切に活動している。	<u>不足</u> しており、迅速な対処が必要 である。	● 仕組みは存在するが、基準1~3の一部に 関する点検内容や点検状況が不十分であ
	<u>組織として一部不足</u>しており、迅速	り、全修了生が学習・教育到達目標を達成
	な対処が必要である。	<u>することへの影響が大きい</u> 。 ● 仕組みが組織として <u>不十分であることによ</u>
		り、プログラムの教育活動の点検が不適切
◇社会の要求や学生の要望への配慮・	◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・	となっている。 ◇ 社会の要求や学生の要望への配慮・点検
点検 社会の要求や学生の要望に配慮し、	点検 配慮が <u>一部不足</u> している、又は、仕	│ 配慮が <mark>不十分</mark> である、又は、仕組み自体を│ │ 点検する機能が <mark>不十分</mark> であることにより、│
かつ、仕組み自体の機能を点検でき	組み自体の点検機能が <u>一部不足</u> し	プログラムの教育活動の点検内容と状況が
る機能を含んでいる。 ◇プログラムに関わる教員への開示	ており、迅速な対処が必要である。 ◇プ ログラムに関わる教員への開示	<mark>不適切</mark> となっている。 ◆ プログラムに関わる教員への開示
点検の実施内容を適切に開示してい	点検の実施内容の開示が <u>一部不足</u>	点検の実施内容の開示が <u>不十分</u> であること
వ 。	しており、迅速な対処が必要である。	により、 <u>プログラムの教育活動の点検内容</u> と状況が不適切となっている。
 ◇継続性	◇継続性	
今後の6年間程度継続的に行われる 見込みが高い。	継続的に行われる見込みが低い。	
一 元火////、同 / / 0		

迅速な対処により適合を維持 できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

基準4.2 継続的改善



【意図】

- ・プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関の内部質保証の仕組みによって、プログラムの教育活動が継続的に改善・向上されること
- その改善・向上は、<u>学生の学習・教育到達目標の達成状況の向上に役立てるべき</u>であること

【留意点】

- 認定・審査の時期によっては改善の具体的な結果が出ていない場合には、点検結果を把握した時期、改善策を検討した時期、具体的に改善に着手した時期等に基づき、継続的改善の活動として十分かどうかを判断する。
- 基準4.1及び本基準項目の適合の度合いが
 - 十分であれば、全ての基準に則してプログラムの教育活動を点検、維持又は向上させる仕組みを持ち、かつ、それに関する活動を適切に行っているので、<u>各基準項目との適合の度合いが継続的に向上することが期待</u>される。この意味で、<u>基準4.1及び本基準項目との適合の度合いは</u>、他の基準項目の適合の度合いを判断する際の参考になる。
 - 十分ではない場合には、他の基準項目の適合の度合いの評価に影響を与える。例えば、現時点ではその基準項目との適合の度合いは一定程度あるものの、現状の教育活動の点検に基づき維持・改善する仕組みが十分ではないため適合の度合いが維持できない恐れがあると判断される場合等

【自己点検書に盛り込むことが期待される内容】

教育点検の結果に基づいて教育活動を継続的に改善する仕組み、及び、それに関する活動状況が 判断できる根拠に基づき、認定基準への適合の度合いを自己点検した結果

基準4.2 判定の目安



認定基準への適合が数年(6年) 以内に危うくなる恐れが強い

満足(S)	弱点(W) 🖊	欠陥(D)	
◇継続的改善の仕組みの存在	◇継続的改善の仕組みの存在	◇継続的改善の仕組みの存在	
プログラム又はプログラムが所属	教育活動を改善する仕組みを持つ	教育活動を改善する <mark>仕組みが</mark>	
する高等教育機関が実施する、基	が、 <u>一部不足</u> しており、迅速な対処	<u>ないか、又は不十分であり、プ</u>	
準項目に則した教育点検の結果に	が必要である。	<u>ログラムの継続的改善に支障</u>	
基づいて教育活動を継続的に改善		<u>がある</u> 。	
する仕組みを持つ。			
→継続的改善活動の実施	◇継続的改善活動の実施	◇継続的改善活動の実施	
その仕組みに基づき、改善に関す	活動が <u>一部不足</u> しており、迅速な対	活動が <u>なされていないか、又は</u>	
る活動を適時的確に行っている。	処が必要である。	<u>不十分であり、プログラムの継</u>	
		<u>続的改善に支障がある。</u> 	
A ψηνψ±μ γ			
◆ 継続性 ◆後の6年間和度継続的に行われ	◆ 継続性 - ※結めに行われる目はなが近い		
│ 今後の6年間程度継続的に行われ │ る見込みが高い。	継続的に行われる見込みが低い。 		
る兄心のか同い。			

迅速な対処により適合を維持 できる見込みが高い

現時点で既に重大な影響

お願い



- 本スライドには「認定基準の解説」の一部しか転載していません。必ず上記 文書全文の熟読をお願いします。
- ・ 教育機関・プログラムによる教育の工夫・改善に関する自主性・独自性をできるだけ尊重してください。<u>認定・審査があることを理由に教育の工夫・改善を躊躇しないように(向上を目指して確実に改善を進めている場合には「S」判定)。</u>
- ピア・レビューである審査を円滑かつ有意義に進めるためには、双方の努力と相手に対する敬意が必要です。
 - 認定基準を満たしていることを合理的に説明するのがプログラム運営組織関係者
 - プログラムの説明や根拠の合理性を同一分野の第三者として確認するのが審査員
- 審査員経験は自身が所属するプログラムを見つめる良い機会になるため、 是非審査員資格の獲得をお願いします。
 - 一つ一つ個性があるプログラムの審査には画一的な判定方法はなく、認定基準の趣旨や社会状況等も踏まえて個々に判断することが必要。
 - 判断の事例の積み重ねや、海外認定機関での事例を蓄積し、活用できる。



認定基準の解説終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブサイトの「認定・審査」ページから!

審査にあたっては、あるいは審査研修員としての参加にあたっては必ずその年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

https://jabee.org